

第三期東京都自立支援協議会 活動のまとめ（～H26.3）

東京都自立支援協議会

第三期東京都自立支援協議会前期を終えて考えたこと ～検討報告書のまとめにかえて～

東京都自立支援協議会会長 沖倉智美

平成 24 年 9 月に第三期東京都自立支援協議会（以下、都協議会）第 1 回本会議を開催してから、早 1 年半の歳月が経過しました。初年度は本会議を 1 回しか持つことができず、その内容も、委員 18 名全員が一堂に会し、時間の都合上、順番に一言ずつ発言をいただくことしかできませんでした。翌平成 25 年度はこれらの反省を踏まえ、本会議を 3 回開催し、分科会方式で委員が 2 つのグループにわかれ、テーマに沿って議論を深めることにしました。

障害者福祉の特徴として、児童福祉や高齢者福祉のような期間限定的なものではなく、障害が先天的に、あるいは発達期に既に発現し、生涯にわたって継続的な生活課題が存在するため、長期にわたり、持続的な支援が必要となります。人間の一生において節目となる出来事により区分される生活環境の段階（時期）のことをライフステージと言いますが、障害のある人に対する支援は、このライフステージを大きくまたぎ、また課題やニーズが多様であることから、関与する支援者が複数になります。

そこで本会議では、障害のある人の乳幼児期、学齢期、青年・壮年期、高齢期の 4 つのライフステージにおける課題とそれに対する支援について見直し、保健・医療、福祉、教育、雇用・就労等の各領域が提供する支援をマネジメントする、相談支援専門員の役割を検討した上で、地域自立支援協議会（以下、地域協議会）を中心とした地域における支援ネットワークの充実に向けた課題を明らかにしていくことにしました。この討議のまとめが、図表「障害者総合支援法を中心とした相談支援、関連制度・サービス等の課題整理—ライフステージを軸として—」です。

具体的な検討過程は、拙稿(2013)「知的障害当事者を支援する」『実践成年後見』No.46 の図 1 「ライフステージに応じた支援」を改変して作成した「(ライフステージに沿った)課題抽出シート」に、各委員の専門分野や実践等から、具体の事例を挙げつつ考察した課題やその解決策を事前に記入した上で、本会議の場で共有、整理、そして討議をしました。

なお、この議論は都協議会内だけの閉じられたものではなく、平成 25 年 11 月に開催した自立支援協議会セミナーにおいて、都協議会委員より議論の途中経過を報告し、各ライフステージにおける地域生活支援に携わっている支援者から、関係機関との連携や移行期の課題に関する指定発言をいただき、さらに参加者からの事前事後アンケートにより意見をいただいております。

支援過程において、障害の発見時や入学、進学、就職等といったライフイベント、あるいは年齢や健康状態の変化に伴い、主たる支援機関や支援者が交代する移行期には、特に重点的な支援を行っていく必要があります。ライフステージにおける移行とは、ライフイベントを節目とした時間的移行だけではなく、その時々での生活や活動の場等の空間的移

行、家族状況の変化や担当職員等の変更に伴う人間関係的移行が想定されます。このように考えた時、当事者の人生やその支援には多くの場合、当事者が意図しない移行が伴います。移行期において、当事者が不要な戸惑いや不安を感じることなく、次の段階や新たな環境に適応できるためには、当事者の意思を中心とした支援者間の協働により、安定した生活の実現に向けた支援が提供されることが重要です。

検討過程を通して、各ライフステージで行われている相談支援や関連制度・サービスに関する議論は深まりましたが、現状では、ライフステージごとに多様な支援が不連続に提供されていることによる弊害があり、ライフステージ全体を見据えた、一貫性ある支援が求められていることが明らかになりました。また特に移行期に集中して、福祉と教育・医療、障害者福祉と高齢者福祉等、専門領域・専門職間の支援の分断も起こっています。行政と民間との役割分担と連携に関しても、課題は山積しています。これらの谷間や溝をいかに少なくし、齟齬のある状況をどのように解消していくのかが、次なる課題として浮上してきました。

- ・乳幼児期から学齢期へ（around 6 問題） 保健・保育・療育と教育との連携
- ・学齢期から青年期へ（around 18 問題）
障害児に対する支援法である児童福祉法から障害者総合支援法への移行
教育と住まい・就労・日中活動等、福祉サービスとの連携
- ・親なき後問題が浮上してくる（around 40 問題） 成年後見等、権利擁護制度の検討
- ・壮年期から高齢期へ（around 65 問題） 障害者総合支援法から介護保険法への移行

また、一般施策と社会福祉施策との分断にも気づかされました。障害年金や生活保護等の「所得保障」、近年繰り返される制度変更に関する適切な情報提供等による「消費者としての利用者保護」、当事者が刑事事件や民事事件等の手続きの対象になった場合、権利を円滑に行使できるよう、障害特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修を行う等「司法手続きにおける配慮」、「矯正施設退所者への社会復帰に対する支援」、当事者が犯罪被害に遭うことを予防するための「防犯に関する支援」、市民に対する啓発活動による「障害理解の促進」、東日本大震災を契機にその重要性がより高まった「防災に関する支援」等も検討する必要があります。日本も批准国となった障害者権利条約にも示されたインクルーシブな支援を考慮するならば、一般施策にいかに関障のある人たちへのサービスを組み込んでいくのかが、今後の検討の方向性として注目されてよいのではないのでしょうか。

加えて、地域生活支援と施設入所支援（含む精神科病院）の分断も改めて見えてきました。地域移行支援・地域定着支援に関する検討が不足しており、多種多様な業務内容の明確化と支援提供過程のルール化は、報酬体系への反映のためにも必須の課題です。

以上の第三期前期の活動を踏まえ、今後の検討課題について主たる 3 点挙げます。

① 基本相談支援の体系化と報酬

これまで見てきたように、当事者の抱える課題やニーズは多様である一方、支援機関やサービスは専門化・細分化しており、相談支援専門員は、他機関・他職種の役割機能を理解しつつ、日常的に担当者間のネットワークができていれば、より円滑に支援を行うことができます。検討過程を通して、すべての支援の基盤は基本相談支援にあることを再確認することができました。相談支援制度上も他の支援の基礎として横断的に位置づけられていますが、現状においては、基本相談支援の財源の多くは、一般財源という不安定財源に依存しています。基本相談支援の対応範囲が広いと、具体的な内容を吟味した上でどのように報酬体系に組み込んでいくのかの議論が、十分できているとは言えません。持続可能な基本相談支援体制の整備は喫緊の課題であり、今回お示した図表「障害者総合支援法を中心とした相談支援、関連制度・サービス等の課題整理—ライフステージを軸として—」が、基本相談の全容を明らかにする一助になればと考えています。折しも、平成27年度は障害者福祉サービス等の報酬改定の時期を迎えます。このことを鑑み、相談支援事業の基本報酬単価の見直しと併せ、検討を継続していくことが重要であると考えています。

② 「ポスト計画相談」としてのモニタリング

指定特定相談支援事業所等では現在、平成26年度末までのサービス等利用計画作成が義務づけられ、計画相談支援・障害児相談支援に奔走されていると思います。しかし相談支援とは、単に計画を立てるための相談だけではなく、また目の前にいる当事者の今や、現存しているサービスだけに着目しては、当事者の質の高い生活を保障するための相談支援にならないのではないのでしょうか。その意味では、計画相談の量的達成と同時にその質も担保される必要があるでしょう。

言うまでもなく、計画相談支援は平成26年度末で終了するわけではありませんが、今後は計画を作成することだけではなく、作成した計画の実施状況や生活課題の変更に応じた継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助（モニタリング）が重要になっていくことが想定されます。しかし現段階ではこのモニタリングの具体的な実施内容や適正な頻度等が明確化されているとは言い難く、今後の大きな課題として浮上してくるでしょう。

③ 人材育成の手法としてのスーパービジョンのあり方

地域生活支援の担い手の人数を単に増やすだけではなく、寄せられた期待に応え得る力量を身につけるための環境整備をしていくことも必要となってきます。相談支援専門員は何をする人なのかの明確化と、その役割機能を果たし得る人材の育成と定着支援は重要課題です。サービス管理責任者との役割分担と協働も検討する必要があります。相談支援専門員の複数配置が困難な事業所では、OJT（On the Job Training）による職場内トレーニングにも限界があり、基幹相談支援センターのスーパービジョン機能の強化や、地域内に存在する相談支援事業所間でのピアスーパービジョン等が検討されて然るべきです。つまり、個々の相談支援事業所の運営の安定化と相談支援専門員の量的・質的充実と言うまで

もありませんが、同時に地域全体の相談支援体制の整備が求められているのです。

第三期前期の議論を通して、地域生活支援の場においては、当事者のニーズの多様性を鑑みても、個人でそのニーズのすべてに対応できる「スーパーマン」ではなく、当事者の意思を中心として、その実現に向けて地域に存在する人材と協働することができる「コーディネーター（マネジャー）」が求められていることが明らかになりました。関係者の協働による支援ネットワークの構築（横のマネジメント）と、移行期におけるつながる支援（縦のマネジメント）に取り組むことができ、また基本相談支援を大切にしたい個別支援と、地域協議会活動を核とした地域づくりに関して、先を見通し、連続性と整合性をもって取り組むことができるソーシャルワーカーの養成は急務です。都協議会では、第四期活動の重点課題として、相談支援専門員を中心とした相談支援に従事する人材に焦点を当て、支援に必要な知識や技術の明確化と、その質の向上を支える研修体系等の検討を行う予定です。

以上、第三期前期の総括と今後の検討課題について、その概要を列挙しました。

平成 26 年 3 月、世田谷区自立支援協議会から都協議会へ「指定特定相談支援事業に関する提案書」をいただきました。区内の特定相談支援事業所を対象に行ったアンケート調査の結果を踏まえ、「基本相談支援の報酬対象化」、「新規利用者に対する計画作成報酬への加算」「事業所開設時の初期費用の補助」の 3 項目が提案されています。詳細は世田谷区ホームページ (<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/105/148/635/d00132027.html>) を参照いただきたいのですが、都協議会での議論においても俎上に載った項目が散見され、世田谷区の協議会からの提案を視野に入れ、今後も継続的に検討していきたいと考えています。

会長に就任した際にもお伝えをいたしました。都協議会は委員や事務局だけのものではありません。委員は便宜上一部の人間が担っていますが、都協議会の活動基盤となるのは、各区市町村で取り組まれている日々の障害者福祉実践そのものです。都協議会にいただく期待を真摯に受け止めつつも、地域協議会のご協力なくしては都協議会活動の成果を上げることは困難です。第三期後期に該当する平成 26 年度も、地域協議会と都協議会との双方向性を高めるための取り組みを継続します。

本会議の回数を 2 回にして、第 1 回本会議の後、情報発信型の自立支援協議会セミナーや 2 回の情報収集型の交流会を企画運営し、そこで得られたご意見をもって、年度末に第 2 回本会議を行うことにしました。

また、これまで 2 年にわたり発行しました『地域自立支援協議会の動向』冊子については、当初は委員構成や開催回数等の把握が重要でしたが、協議会設置が進んだ現在では、さらに具体的な活動内容や成果を情報発信することを目的とした内容に、バージョンアップを図りたいと考えています。

最後になりましたが、この 1 年半の皆さんのご理解とご協力に感謝し、第三期後期の都協議会活動に対しても、厳しくも温かいご支援をお願いしたいと思います。

第三期 東京都自立支援協議会 活動のまとめ(～H26.3)

都協議会の概要

設置目的

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に基づき、相談支援体制をはじめとする障害保健福祉に関する方策を協議する。

委員構成

第三期 東京都自立支援協議会委員名簿

番号	名前	所属
1	秋山 悟	東久留米市福祉保健部障害福祉課長
2	伊藤 裕之	江東区福祉部障害者支援課長
3	井上 一雄	中央区福祉保健部障害福祉課長
4	今村 登	自立生活センターSTEPえどがわ事務局長
5	沖倉 智美	大正大学人間学部社会福祉学科 社会福祉学コース准教授
6	川島 一利	武蔵村山市健康福祉部障害福祉課長
7	木村 弥生	足立区江北保健総合センター地域保健係長
8	近藤 友克	社会福祉法人豊心会 ジョブトレーニング事業所
9	鈴木 卓郎	社会福祉法人府中えりじあ福祉会 地域生活支援センタープラザ
10	高沢 勝美	社会福祉法人武蔵野 統括施設長 デイサービス山びこ
11	高見 和幸	荒川区身体障害者相談員
12	中林 澄明	はらからの家福祉会(国分寺市) 小金井市障がい者センター精神ピアカウンセラースーパーバイザー
13	日高 津多子	多摩立川保健所企画調整課地域保健推進担当課長
14	平川 博之	東京都医師会理事 ひらかわクリニック院長
15	藤間 英之	特定非営利活動法人秋川流域生活支援ネットワーク サポートセンターあすくセンター長
16	山田 憲二郎	あきつづの園(東村山市) 東京都知的障害者育成会本人部会ゆうあい会顧問
17	渡辺 秀子	障害者施策推進部事業調整担当課長
18	和田 敏子	社会福祉法人世田谷ボランティア協会理事 福祉事業部長 ケアセンターふらっと

(構成)

所属分野	人数
学識経験者	1
相談支援事業者等	3
サービス提供者	3
障害者団体等	3
医師	1
保健	2
行政	5

協議会活動

テーマ：障害者総合支援法における相談支援のしくみを東京で実のあるものへ、その課題を考える

相談支援に関する課題整理等の活動

平成24年度本会議
日時：平成24年9月7日
議事・内容：
(1)第三期運営方針
○広域的課題への取り組みと地域の自立支援協議会等との緊密な情報交換等によるネットワーク構築 ○地域の相談支援事業を担う人材育成
(2)平成24年度事業計画について
○本会議 ○自立支援協議会セミナー
○多摩地域自立支援協議会交流会
(3)地域相談支援体制の現状について
○東京都内における地域自立支援協議会設置状況等
○障害者自立支援法関連研修受講者状況及び24年度実施予定

平成25年度第一回本会議
日時：平成25年5月31日
議事・内容：
(1)平成24年度東京都自立支援協議会活動のまとめ
(2)平成25年度の活動計画
○本会議 ○自立支援協議会セミナー ○多摩地域自立支援協議会交流会 ○「東京都内における地域自立支援協議会の動向」冊子発行
(3)障害者虐待防止法施行後の対応状況
(4)今後の議論の進め方
・グループ討議を活用
・各委員の問題意識の共有
(5)検討事項
ー障害者総合支援法における相談支援のしくみを実のあるものにしていくための課題等を考えるー

平成25年度第二回本会議
日時：平成25年10月4日
議事・内容：
(1)全体会①
資料説明、会議進行説明、グループ討議の進め方等
(2)グループ討議
テーマ：「相談支援のしくみと人材(育成)」
・委員が2グループに分かれ、テーマについて討議する
・乳幼児期から学齢期、高齢期の相談支援で、どこにどのような問題があるか洗い出す
・各委員が事前に作成した「課題抽出シート」を活用
(3)全体会②
グループ討議の内容報告・質疑、協議事項等

平成25年度第三回本会議
日時：平成26年3月27日
議事・内容：
(1)全体会①
資料説明、多摩地域自立支援協議会交流会実施報告、グループ討議の進め方等
(2)グループ討議
「第三期(平成25年度まで)議論のまとめ」に向けた補足討議
・第二回と同じグループ構成で、「まとめ(案)」の内容について、過不足がないか検討
(3)全体会②
グループ討議の内容報告・質疑、協議事項(「委員任期の見直し」「第三期後半の協議会運営」「協議会設置要綱改正」)

地域協議会の情報把握・共有・発信に関する活動

平成24年度多摩地域自立支援協議会交流会(平成25年1月25日)
【第一部】パネルディスカッション「多摩地域の自立支援協議会活動の活性化ー地域における障害者(児)福祉の充実のために、どのように取り組むのかー」
《コーディネーター》 高沢勝美氏(都協議会副会長)
《パネリスト》○山本雅章氏(調布市福祉健康部) ○藤間英之氏(あきる野市自立支援協議会) ○伊藤善尚氏(小平市自立支援協議会)
【第二部】地域自立支援協議会交流会
テーマ：《事務局活動》運営、本会議 《専門部会活動》相談支援、子ども、地域移行、権利擁護、就労支援

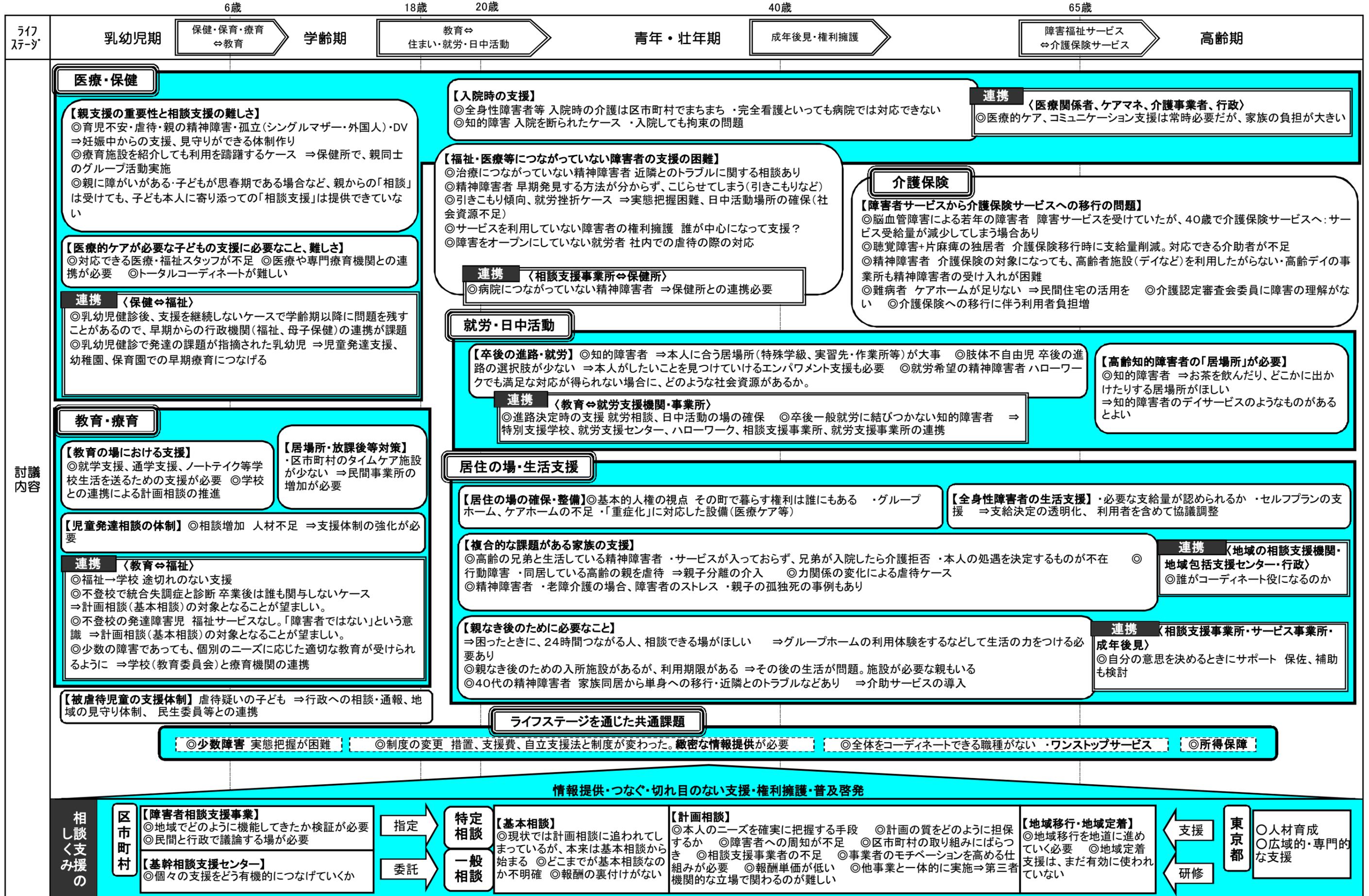
平成25年度多摩地域自立支援協議会交流会(平成26年1月29日)
【第一部】話題提供「障害者総合支援法の相談支援と地域自立支援協議会に期待すること」
《コーディネーター》 高沢勝美氏(都協議会副会長)
《話題提供者》○海老原宏美氏(東大和市自立支援協議会) ○青木弘氏(東久留米市障害福祉課)
【第二部】地域自立支援協議会交流会
テーマ：○計画相談など新しい相談支援システムの普及 ○地域の社会資源の活用と連携 ○地域移行、定着の促進

相談支援に関する普及啓発活動

平成24年度東京都自立支援協議会セミナー(平成24年12月4日)
テーマ：地域の相談支援の現状を考える
【第一部】シンポジウム「わたしたちの地域東京」
《コーディネーター》 沖倉智美氏(都協議会会長)
《シンポジスト》○今村登氏(都協議会委員) ○鈴木卓郎氏(都協議会委員) ○高橋裕之氏(足立区障がい福祉課)
【第二部】講演「地域特性を踏まえた相談支援事業のあり方」
厚生労働省 相談支援専門官 遅塚昭彦氏

平成25年度東京都自立支援協議会セミナー(平成25年11月22日)
テーマ：東京における相談支援の現状を考えるー相談支援のしくみ、それを動かす人材をどう活かしていくかー
【東京都自立支援協議会の検討内容報告】
高沢勝美氏(都協議会副会長)
【地域の相談支援に関わる方々からの指定発言】
○山崎順子氏((社)福嬉泉) ○奥山葉月氏((NPO)自立生活センター・立川)
○志村敬親氏((NPO)リトルポケット) ○堀田和子氏((社)せたがや榎の木会)
【話題提供：矯正施設退所障害者への支援について】
赤平守氏((社)紫野の会 東京都地域生活定着支援センター)
【パネルディスカッション】
《コーディネーター》沖倉 智美氏(都協議会会長)
《パネリスト》○高沢勝美氏(都協議会副会長)○藤間英之氏(都協議会委員)

平成25年度
東京都
4内
の
2地
域
年
度
立
支
援
協
議
会
の
動
向
冊
子
発
行



テーマ:「東京における相談支援の現状を考える」-相談支援のしくみ、それを動かす人材をどう活かしていくか-

1 日時

平成25年11月22日(金) 13時~16時

2 会場

国立オリンピック記念青少年総合センター カルチャー棟 大ホール

3 プログラム

(1)東京都自立支援協議会の検討内容報告

○東京都自立支援協議会 高澤 勝美 副会長

(2)地域の相談支援に関わる方々からの指定発言

○社会福祉法人嬉泉

清瀬市子ども発達支援・交流センターとことこ 山崎 順子 氏

○NPO法人自立生活センター・立川 奥山 葉月 氏

○NPO法人リトルポケット

中野区地域生活支援センターせせらぎ 志村 敬親 氏

○社会福祉法人せたがや榎の木会

わくわく祖師谷 相談支援センターあい 堀田 和子 氏

(3)話題提供 「矯正施設退所障害者への支援について」

○社会福祉法人紫野の会

東京都地域生活定着支援センター 赤平 守 氏

(4)パネルディスカッション

《コーディネーター》

大正大学人間学部社会福祉学科

社会福祉学コース准教授 沖倉 智美 氏 (都協議会会長)

《パネリスト》

・社会福祉法人武蔵野 デイセンター山びこ施設長

高澤 勝美 氏 (都協議会副会長)

・NPO法人秋川流域生活支援ネットワーク

あきる野市障がい者就労・生活支援センターあすくセンター長

藤間 英之 氏 (都協議会委員)

4 参加者

※ 複数に所属する方がいるため、内訳の合計は参加者数と一致しない。

参加者数	(所属内訳)	障害福祉サービス事業所職員	相談支援事業所職員	行政職員	地域協議会委員等関係者	当事者・家族	その他
402名		149名	118名	100名	61名	24名	31名

5 内容(指定発言・話題提供等)

ライフステージ	乳幼児期	学齢期	(成人)	青年・壮年期	高齢期	
セミナー	<p>【療育・福祉⇒保育所・学校】◎地域生活を支える視点、成長発達の視点・専門性が重要 ◎相談数は、普通学級>特支学校・学級在籍 ◎子どもの状態・環境をアセスメント ◎「学校」を知る(学級経営、教師のスタンス) ◎共に考える=学校の中での支援の透明化 ◎教師目線での学校への情報提供</p>	<p>【相談支援体制】◎サービス等利用計画がクローズアップされ、本来の相談が置き去り ◎トータルコーディネートの大切さ ◎地域に合った相談支援の確立 ◎個別課題→地域課題→地域全体の支援の底上げ ◎行政と民間の連携強化</p>	<p>【計画相談】◎計画作成により、生活が安定するという目標へのアプローチに問題。「相談支援がなぜ必要か」という視点 ◎多問題家族、サービス拒否ケースなど、主として行政が関わってきたケースをどうするか ◎事業所の独立性 ◎報酬が低く、事業所経営が成り立たない ◎量と質の両立</p>	<p>【相談支援専門員】◎丁寧に障害者、家族の声を聞き、社会資源につなげる ◎当事者目線の支援 ◎「本人、家族」「地域」双方にアプローチ ◎どれだけ地域を知っているかが大事 ◎対象が幅広い。専門性に合わせた相談を受けるのにも必要 ◎スキルアップやスーパーバイズできる機関を</p>	<p>【相談支援専門員】◎丁寧に障害者、家族の声を聞き、社会資源につなげる ◎当事者目線の支援 ◎「本人、家族」「地域」双方にアプローチ ◎どれだけ地域を知っているかが大事 ◎対象が幅広い。専門性に合わせた相談を受けるのにも必要 ◎スキルアップやスーパーバイズできる機関を</p>	<p>【老障介護・介保との住み分け】◎老障介護、多問題家族:家族それぞれの支援者はいらるが、キーパーソン不在・家族全体の支援が重要 ◎高齢障害者:地域包括と協働し、介保サービス導入・健康状態の変動への対応・支援ネットワークでの「看取り」◎知的障害など、障害特性に合わせたサービスを介保に。本人に合ったサービスを障害・介保から選択できるしくみ</p>
アンケートより			<p>指定発言 話題提供</p>	<p>【相談支援事業者の立場から】◎本人、家族の正しい制度理解を支援 ◎表面上の要望だけでなく、今後の生き方や家族とのバランス、同年代の仲間との関係を見据えた支援 ◎委託=行政のスタンス+障害者の視点 ◎サービス利用の前に、本人・家族の気持ちの揺れを共感 ◎本人の決断による対応 ◎サービス利用に迷いがある方の支援あり。利用計画のみでない相談</p>	<p>【居住サポート事業を通じた地域開発】◎借りづらさ=理解不足(普及啓発)・保証人・費用・障害特性・本人・環境両面に働きかけ ◎不動産業者との協働→業者にとっての「社会資源」へ ◎個別支援から地域開発へ:自立支援協議会を活用した、取り組みの周知→くらしやすい街づくり</p>	
				<p>【矯正施設退所障害者の支援】◎「生きづらさ」を抱えた人たち・障害、犯罪というフィルターを通して見ると、実際の姿は見えない・同じ人間という視点(自分との共通項を見ていく)がなければ、支援は成り立たない。◎新しい人間関係・生活を構築し、それを手放したくない状態を作ることが目的。再犯しないのは目的でなく「結果」。◎エンドレスな支援</p>		

1 日時
平成26年1月29日(水) 13時30分～16時30分

2 会場
立川市女性総合センターアイム

3 プログラム

【第一部】話題提供

テーマ「障害者総合支援法の相談支援と地域自立支援協議会に期待すること」

《コーディネーター》東京都自立支援協議会 高沢 勝美副会長

《話題提供者》

- 東大和市自立支援協議会会長 海老原 宏美氏
- 東久留米市障害福祉課福祉支援係長 青木 弘氏

【第二部】地域自立支援協議会関係者交流会

共通テーマ「相談支援と地域自立支援協議会」

グループテーマ(テーマ別的小グループでの討議)

- (1) 計画相談など新しい相談支援システムの普及
- (2) 地域の社会資源の活用と連携
- (3) 地域移行、定着の促進

4 参加者

(所属内訳) ※複数回答のため、内訳の合計は参加者数と一致しない。(人)

	(人)	協議会委員・専門部会委員	協議会事務局	市町村所管課	その他
第一部	102 (29市町村)	54 (52.9%)	20 (19.6%)	33 (32.4%)	7 (6.9%)
第二部	90 (27市町村)	54 (60.0%)	16 (17.8%)	29 (32.2%)	1 (1.1%)

5 内容

話題提供

【計画相談】

- ◎全てのサービス利用者と相談事業者が接触→隠れたニーズに気づくチャンス
- ◎事業所連絡会立ち上げ・計画が目指す方向性を統一・計画のレベルの統一・「困ったこと」の共有→市へ提案
- ◎事業者への普及啓発が不可欠 ◎事業者増を目指し、市内法人と個別面談→課題等確認
- ◎事務手続きの簡略化が必要 ◎各自治体での事務手続きのバラつき(様式等)

【機関連携】

- ◎精神・「精神保健福祉関係者連絡会」(事業所、GH、家族会、行政、保健所、救護施設、病院)
- ◎事例検討、勉強会によるネットワーク形成→発信、活性化課題
- ◎身体、知的・特支学級との連携課題・事業所連絡会との連携模索

【地域移行・定着】

- ◎「本来は、地域の中で生活を続けることが当然」
- ◎病院、施設に向き、アセスメント(ニーズを振り起こす)ことも必要
- ◎市で地域移行について話し合う場が不可欠

【自立支援協議会】

- ◎市内の諸問題を協議会が抱え込んではいけない(協議会への丸投げ)
- ◎ニーズの集約、整理は協議会
- ◎解決に向けた取り組みは地域に還元→地域の福祉力の活性化
- ◎市民公開本会議の取り組み

グループ討議

【計画相談等】

- ◎新規計画作成・当事者、サービス事業所への周知、説明不足・本人情報の不足・個人情報保護との兼ね合い→同意書の利用、CW同行などの工夫
- ◎セルフプラン・多く取り組んでいる自治体と全く作成していない自治体があり・作成上の課題:保護者ニーズなどに偏るケース→市町村職員による作成支援、保護者勉強会の取り組み
- ◎分かりにくい書式→独自の書式を作成した、検討している自治体あり
- ◎当事者:「計画を作ることに主体性を」
- ◎計画の量と質・全件達成と質の担保→期限や事業所運営の観点から、「こなす」ことがメインになっている・質とは?→相談員との信頼関係、丁寧なヒアリング、本人意向の反映、個別支援計画との整合性、スーパーバイズを行う自治体あり・モニタリング管理の必要・事業所、人材不足→報酬が低い、相談員が潰れない仕組み
- ◎障害児計画相談・学校の卒業後個別支援計画との整合性・相談支援開始のタイミング、主体は?・家族支援の必要性
- ◎遠方施設・施設が支援して「セルフ」作成の事例・施設と同一法人の事業所の作成・遠方のためモニタリング困難

【社会資源】

- ◎社会資源の把握や活用・地域の「社会資源マップ」を作成、検討中の自治体あり・多様な資源の活用→ヘルパー模擬講習会、民生委員学習会
- ◎災害対策・ヘルプカードの作成・要援護者登録制度→手紙郵送時の呼びかけなど、未把握の要支援者の掘り起こし
- ◎協議会の活動・委員会等を組織した自治体あり・防災関係部署との連携に当たり、個人情報保護の問題もあり
- ◎不足する社会資源・24時間のフォローや相談支援体制・高齢化による緊急対応増加・発達障害に対するサービスや支援機関の不足・重心施設の入所待機
- ◎サービスに繋がっていない障害者の把握や支援・要支援者把握が困難→手帳等所持者数に比べ、サービス利用者が少ない・家族だけで見ているケースは分かりにくい・サービスと切れてしまったケース・把握の工夫→巡回、民生委員の協力、町内会からの情報、個人情報保護の壁
- ◎他機関との連携、ネットワーク・教育機関→「特別支援ネットワーク協議会」「要保護児童支援連絡会」「生履歴ノート作成」などの取り組み・地域のネットワーク作り→既存の機関、団体間のネットワークを活用:「地域リハビリテーション協議会」「相談支援連絡会」等の取り組み

【地域移行・定着】

- ◎精神障害者の地域移行・病院⇄事業所、行政の情報提供のタイミングが難しい:「あと1か月で退院させたい」、「明日転院させる」・地域移行体制整備支援事業では、短期入院ケースの対応が困難・自治体により取り組みに差あり
- ◎知的障害者の地域移行・都外施設からの地域移行の取り組み・重度障害者の移行が課題・法人立ち上げから自治体が関わることで、関係性もでき、CH受け皿も広がるか・個別法人の取り組みのレベルではなく、地域の仕組みとしての整備が必要・施設入所が必要になった時に、ショートで繋ぐのではなく、地域移行前提で3年程度ミドルステイを活用するなど考えられる
- ◎触法障害者・H26から、保護、矯正施設退所障害者も地域移行支援の対象になる・どこが援護の実施者になるかなど課題
- ◎精神科入院患者の把握等・「精神保健福祉資料」(630調査)の活用を・本人の申請を待つだけでなく、各自治体も周知の工夫を・一自治体だけでなく、都全体でどう取り組むのか協議が必要